

令和3年 第2回定例会
環境水道委員会
説明資料

環 境 局

【環境水道委員会審議】

＜所管事務報告案件＞

1. 令和3年度における事務事業の見直しについて . . . P 1
2. 熊本市環境基本条例の改正（素案）について . . . P 3
3. 土壌汚染対策法に基づく届出漏れに関する
審査結果について . . . P 19

見直しの目的

- 本市ではこれまで、市民の命と健康を守り、一日も早く元の生活を取り戻していただくため、感染症の拡大防止と地域経済への影響を最小限に食い止めることを最優先課題として取り組んできた。
- このような状況の中、第4波の感染急拡大やワクチン接種の本格化に伴い、感染症対策に係る人員体制の強化を図ってきたところであるが、今後も市民へのワクチン接種を円滑に進めながら、感染の再拡大や地域経済の回復等に迅速に対応することを想定すれば、更なる財源と人的資源の確保が必要。
- こうした認識のもと、引き続き、感染症対策に最優先で取り組むためには、すべての事務事業について見直しを行い、財源と人的資源の確保を図る。

見直しの考え方

財源確保の観点から行う見直し

- 実施時期等を再点検し、年度間での調整が可能な事業は先送りとする。
- 新規・拡充については、コロナ禍における事業効果等を再点検する。
- 継続事業についても、事業効果等を見極めつつ厳選の上、実施する。
- イベント等は、規模や実施時期を精査し、必要な見直しを行う。

人的資源確保の観点から行う見直し

- 左記の対応を踏まえた上で、事業の優先度等について再点検し、感染症対策への更なる人員のシフトを見据える。
- 予算を伴わない事務事業についても、同様の観点で見直し、更なる人員の確保を図る。
- 継続事業についても、業務時間短縮を図ることを念頭において、業務効率化を進める。

今後の予定

- 予算を伴う事務事業の見直しについては、令和2年度と同様、第三回定例会において補正予算案として提案する予定。

「熊本市環境基本条例の改正（素案）」について（概要）

熊本市 環境政策課

1 熊本市環境基本条例とは

熊本市では、環境行政のよりどころとなる基本的施策を定め、これを総合的に推進することにより、市民生活における良好な環境の確保を図り、市民福祉の増進に寄与することを目的として、昭和63年10月1日に「熊本市環境基本条例」を制定した。

2 条例改正の趣旨

- 条例制定以降、熊本市では様々な形で環境保全に取り組んできたが、制定後30年余が経過し、「環境」をめぐる世界情勢は大きく変化中、環境法分野の基本法は、公害対策基本法から環境基本法に変わった。
- また、地球温暖化、生物多様性の損失などの地球規模の環境問題が年々顕在化、深刻化し、更には近年、海洋プラスチック汚染といった新たな環境課題も発生している。
- このような中、熊本市は、令和元年7月「SDGs 未来都市」に選定されており、環境行政においても、SDGsの視点を踏まえ、これまでの自然・生活環境保全の取組に加え、新たな環境課題に対し、取り組んでいくことが必要である。
- そこで、令和2年10月21日、熊本市長から熊本市環境審議会に対して、近年顕在化している新たな環境課題への対応を図るため、「熊本市環境基本条例」の改正における基本的考え方について諮問し、4回にわたり審議を進め、令和3年6月2日、答申を受けた。

3 素案のポイント

- (前文)
- 全体的に時代背景に縛られた文意となっており、全面的な見直しを行う。具体的には、近年の地球規模での環境問題が深刻化し、世界が脱炭素社会に向けて大きく舵を切る中、環境負荷の軽減と経済の健全な発展が持続的に展開すること、地域から地球規模の視点を持って環境の確保に取り組むことなど、時代に即した理念を盛り込む。
 - また、市民等がこれまでより積極的に環境問題に取り組む観点から、「参画と協働」を盛り込んでいる。

3 素案のポイント（つづき）

(市の施策) <現行第6条 → 素案第6条>

- 条例制定後、新たに発生した環境課題への対応として、生物多様性の保全などの自然共生社会の構築、廃棄物の発生抑制、資源の循環的な利用などの循環型社会の構築、地球温暖化の防止、気候変動影響への適応など地球環境の保全などの施策を追加する。

(環境影響評価) <現行規定なし → 素案第8条>

- 政令指定都市として、本市内における対象事業に本市が対処できるよう、新たに環境影響評価に関する規定を設ける。なお、評価の具体的な制度については、別途、条例を制定する中で検討する。

(環境教育) <現行規定なし → 素案第9条>

- 良好な環境の確保に関する人材の育成など、新たに環境教育の推進に関する規定を設ける。

(国等との連携及び国際協力) <現行第7条 → 素案第10条>

- 広域的な連携・協力や国際協力に関する規定を追加する。

(あっせん、調停) <現行第9条 → 素案第12条>

- あっせん、調停の趣旨に基づき、よりスムーズに手続を実施し、当事者の合意を促進するため、紛争の当事者に対し、委員会への出席等を求めることができる旨の規定を追加する。

(条例の見直し) <現行規定なし → 素案第14条>

- 10年を超えない期間ごとに条例の見直しを検討し、必要に応じて適切な措置を講ずる規定を新たに設ける。

4 今後のスケジュール（予定）

- 6月議会 環境水道委員会に概要説明
- 7月 パブリックコメント
- 9月議会 条例案提案

「熊本市環境基本条例の改正（素案）」＜新旧対照表＞

※今後、法制審査を踏まえ修正

改正素案	現行
<p>○熊本市環境基本条例〔環境政策課〕</p> <p>制定 昭和63年10月1日条例第35号 改正 平成14年9月24日条例第44号 平成19年3月13日条例第 2号 令和3年 ○月 ○日条例第 号</p> <p><u>私たち</u>熊本市民は、<u>古来より清らかな地下水や豊かな緑に代表される</u>自然と、<u>先人の築いた歴史的及び文化的遺産の恩恵を享受し、良好な環境のもとに生活してきた。</u></p> <p><u>しかし、都市化の進展をはじめとする物質的な豊かさを追求するあまり、市民生活や事業活動による過度な環境負荷が生じ、この恵まれた地域の環境が脅かされてきた。加えて、人類の活動のグローバル化に伴い、ここ数十年の間に、生物多様性の損失、自然災害の頻発化の要因といわれる地球温暖化など、複雑かつ広域的な環境の問題が深刻化している。さらに、近年、世界が脱炭素社会に向けて大きく舵を切る中、環境、経済及び社会の相互に関連した様々な課題を同時に解決することが求められている。今日の環境問題が、地域の問題と密接に関連して発生していることを踏まえ、健全な経済の発展を図りつつ、同時に環境への負荷を少なくし、持続的に発展することができる社会を構築するためには、地域において将来を見据えた長期的な目標を掲げるとともに、地域から地球規模の視点を持って良好な環境の確保に取り組むことが重要である。</u></p>	<p>○熊本市環境基本条例〔環境政策課〕</p> <p>制定 昭和63年10月1日条例第35号 改正 平成14年9月24日条例第44号 平成19年3月13日条例第 2号</p> <p><u>熊本市民は、豊かな</u>自然と<u>先人の築いた歴史的及び文化的遺産の恩恵を享受し、良好な環境のもとに生活してきた。しかし、最近のはげしい社会経済情勢の変化と都市化の進展にともない、この恵まれた環境が損なわれようとしている。</u></p> <p><u>このまま推移するならば、環境の悪化が進み、市民の健康で文化的な生活が阻害され、自然界との調和すらおびやかされることにもなりかねない。</u></p>

改正素案	現行
<p><u>私たち熊本市民には、安らぎと潤いのある良好な環境を保全し、これを将来の市民へと継承する責務がある。</u></p> <p><u>この責務のもと、これまで様々な形で環境保全の取組を進めてきたが、引き続き、将来を見据え長期的に取り組むとともに、更なる行動の変革を起こさなければならない。</u></p> <p><u>私たち熊本市民</u>は、健康で文化的な生活を営む権利を保障する憲法の精神にかんがみ、<u>ここにすべての市民が良好な環境を享受する</u>権利を有するとの理念を確認し、<u>参画と協働の下</u>、市民の福祉のために、熊本市における良好な環境の維持及び形成を図ることを期して、この条例を制定する。</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、環境に関する基本的施策を定め、これを総合的に推進することにより、<u>現在及び将来の</u>市民生活における良好な環境の確保を図り、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「良好な環境」とは、市民が健康で文化的かつ快適な生活を<u>持続的に</u>営むことができる生活環境、自然環境、並びに歴史的及び文化的環境をいう。</p> <p>(市の責務)</p> <p>第3条 市は、良好な環境を確保するための<u>施策</u>を策定し、これを実施しなければならない。</p> <p>2 市は、良好な環境の確保に関する市民意識の啓発に努めなければならない。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第4条 事業者は、その事業活動によって良好な環境を侵害しないよう自己の</p>	<p><u>われら熊本市民にはいまこそ、安らぎと潤いのある良好な環境を保全し、これを将来の市民へと継承するために最大の努力をすることが強く要請されている。</u></p> <p><u>ここにわれら</u>は、健康で文化的な生活を営む権利を保障する憲法の精神にかんがみ、<u>ここに</u>すべての市民が良好な環境を享受す<u>べき</u>権利を有するとの理念を確認し、<u>ここに</u>市民の福祉のために、熊本市における良好な環境の維持及び形成を図ることを期して、この条例を制定する。</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、環境に関する基本的施策を定め、これを総合的に推進することにより、<u>ここに</u>市民生活における良好な環境の確保を図り、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「良好な環境」とは、市民が健康で文化的かつ快適な生活を<u>ここに</u>営むことができる生活環境、自然環境、並びに歴史的及び文化的環境をいう。</p> <p>(市の責務)</p> <p>第3条 市は、良好な環境を確保するための<u>基本的かつ総合的計画</u>を策定し、これを実施しなければならない。</p> <p>2 市は、良好な環境の確保に関する市民意識の啓発に努めなければならない。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第4条 事業者は、その事業活動によって良好な環境を侵害しないよう自己の</p>

改正素案	現行
<p>責任と負担において、必要な措置を講ずるとともに、市の実施する施策に協力しなければならない。</p>	<p>責任と負担において、必要な措置を講ずるとともに、市の実施する施策に協力しなければならない。</p>
<p>2 事業者は、法令、県条例その他条例に違反しない場合においても、良好な環境を確保するため、最大の努力をしなければならない。</p>	<p>2 事業者は、法令、県条例その他条例に違反しない場合においても、良好な環境を確保するため、最大の努力をしなければならない。</p>
<p>(<u>市民等</u>の責務)</p>	<p>(<u>市民</u>の責務)</p>
<p>第5条 市民<u>並びに本市の区域内で活動する個人及び団体（以下「市民等」という。）</u>は、自ら良好な環境の確保に努め、市の実施する施策に協力しなければならない。</p>	<p>第5条 市民_____は、自ら良好な環境の確保に努め、市の実施する施策に協力しなければならない。</p>
<p>(市の施策)</p>	<p>(市の施策)</p>
<p>第6条 市は、<u>良好な環境の確保に関する施策として</u>、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>第6条 市は、<u>第3条第1項に規定する計画に基づき</u>、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるものとする。</p>
<p>(1) 公害の防止、土地の適正利用、都市景観の保全、青少年の健全育成、<u>公共施設の整備</u>その他生活環境の確保に関すること。</p>	<p>(1) 公害の防止、土地の適正利用、都市景観の保全、青少年の健全育成_____その他生活環境の確保に関すること。</p>
<p>(2) <u>森林及び緑地の保全</u>、都市緑化の推進、地下水、<u>河川等</u>の保全、<u>自然景観の保全</u>その他自然環境の確保に関すること。</p>	<p>(2) _____緑地の保全、都市緑化の推進、地下水_____の保全、<u>河川の浄化</u>_____その他自然環境の確保に関すること。</p>
<p>(3) <u>伝統的な建造物の保存及び文化財の保存及び活用</u>、歴史的景観の維持、<u>名所、旧跡等の整備</u>、文化活動の推進その他歴史的及び文化的環境の確保に関すること。</p>	<p>(3) <u>伝統的建造物の保存、名所、旧跡等の整備</u>_____、歴史的景観の維持、<u>文化財の保護</u>、_____文化活動の推進その他歴史的及び文化的環境の確保に関すること。</p>
<p>(4) <u>生物多様性の保全、生物多様性の恵みの持続可能な活用その他自然共生社会の構築に関すること。</u></p>	<p><u>【新設】</u></p>
<p>(5) <u>廃棄物の発生抑制、資源の循環的な利用の促進及び廃棄物の適正な処分の確保による環境への負荷の少ない循環型社会の構築に関すること。</u></p>	<p><u>【新設】</u></p>
<p>(6) <u>地球温暖化の防止、気候変動影響への適応、オゾン層の保護、プラスチックごみによる海洋汚染の防止その他地球環境の保全に関すること。</u></p>	<p><u>【新設】</u></p>

改正素案	現行
<p><u>(環境総合計画)</u></p> <p><u>第7条 市長は、良好な環境の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、熊本市環境総合計画（以下「環境総合計画」という。）を定めなければならない。</u></p> <p><u>2 環境総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</u></p> <p><u>(1) 良好な環境の確保に関する目標及び施策の方向</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</u></p> <p><u>3 市長は、環境総合計画の策定に当たっては、あらかじめ第13条の審議会の意見を聴かななければならない。</u></p> <p><u>4 市長は、環境総合計画を策定したときは、速やかに公表しなければならない。</u></p> <p><u>5 前2項の規定は、環境総合計画の変更について準用する。</u></p> <p><u>6 市長は、環境総合計画の進捗状況を第13条の審議会に報告し、その意見を聴かななければならない。</u></p> <p><u>(環境影響評価の推進)</u></p> <p><u>第8条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする事業者が、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正な配慮を行うことができるように、必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(環境教育)</u></p> <p><u>第9条 市、市民等及び事業者は、それぞれの立場において環境教育（環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成十五年法律第百三十号）第2条第3項の環境教育をいう。）を推進するとともに、良好な環境の</u></p>	<p><u>【新設】</u></p> <p><u>【新設】</u></p> <p><u>【新設】</u></p>

改正素案	現行
<p><u>確保に関する知識の習得及び良好な環境の確保に関する活動を担う人材の育成に努めなければならない。</u></p> <p>(国等との連携及び国際協力)</p> <p>第10条 市は、良好な環境を確保するため必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。</p> <p><u>2 市は、広域的な環境課題を解決するため、国、県、近隣の市町村及び他の地方公共団体と連携及び協力し、広く地域全体の良好な環境の確保に努めなければならない。</u></p> <p><u>3 市は、国、他の地方公共団体及び市民等と連携して、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めなければならない。</u></p> <p>(指導等)</p> <p>第11条 市は、良好な環境に対する侵害を防止し、又はこれを除去するため、市民及び事業者に対し、必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。</p> <p>2 市は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。</p> <p>(あっせん、調停)</p> <p>第12条 市は、良好な環境の確保に関し紛争が生じたときは、その紛争の解決に資するため、これのあっせん又は調停にあたることができる。</p> <p>2 前項のあっせん又は調停を行うものとして、熊本市環境紛争調整委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p><u>3 委員会は、必要があると認めるときは、紛争の当事者に対し、出席を求め意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</u></p>	<p>(国等への措置要請)</p> <p>第7条 市長は、良好な環境を確保するため必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>(指導等)</p> <p>第8条 市は、良好な環境に対する侵害を防止し、又はこれを除去するため、市民及び事業者に対し、必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。</p> <p>2 市は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。</p> <p>(あっせん、調停)</p> <p>第9条 市は、良好な環境の確保に関し紛争が生じたときは、その紛争の解決に資するため、これのあっせん又は調停にあたることができる。</p> <p>2 前項のあっせん又は調停を行うものとして、熊本市環境紛争調整委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>【新規】</p>

改正素案	現行
<p><u>4</u> <u>あっせん又は調停の対象その他</u>委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>(審議会の設置)</p> <p><u>第13条</u> 市長の諮問に応じ、良好な環境の確保に関する基本的事項を調査審議するため、熊本市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</p> <p>2 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。</p> <p><u>(条例の見直し)</u></p> <p><u>第14条</u> <u>市長は、10年を超えない期間ごとにこの条例の見直しを検討し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第15条</u> この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成14年9月24日条例第44号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年3月13日条例第2号）抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和3年●月●日から施行する。</u></p>	<p><u>3</u> _____委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>(審議会の設置)</p> <p><u>第10条</u> 市長の諮問に応じ、良好な環境の確保に関する基本的事項を調査審議するため、熊本市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</p> <p>2 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。</p> <p><u>【新規】</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第11条</u> この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成14年9月24日条例第44号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年3月13日条例第2号）抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。</p>

「熊本市環境基本条例の改正（素案）」
説明資料

令和3年6月 環境政策課

1 熊本市環境基本条例とは

工業化や都市化が進展し、経済・社会が高度化するにつれて、日常生活の利便性向上と引き換えに環境破壊や汚染が著しく増大し、美しい自然や良好な環境が損なわれる状況が生じた。こうした憂慮すべき状況に対処し、環境の悪化をくい止め、市民生活における良好な環境の確保を図ることが行政の急務となった。

そこで熊本市では、環境行政のよりどころとなる基本的施策を定め、これを総合的に推進することにより、市民生活における良好な環境の確保を図り、市民福祉の増進に寄与することを目的として、昭和 63 年 10 月 1 日に「熊本市環境基本条例」を制定した。

2 熊本市環境基本条例の改正について

条例制定以降、本市では様々な形で環境保全に取り組んできた。しかし、環境をめぐる世界情勢が大きく変化する中、環境法分野における基本法も公害対策基本法から、公害対策、自然保護、地球環境保全の分野を盛り込む環境基本法に変わった。また、地球温暖化、生物多様性の損失などの地球規模での環境問題が年々顕在化、深刻化し、更には近年、海洋プラスチック汚染といった新たな環境課題も発生している。

このような中、本市は令和元年 7 月に「SDGs 未来都市」に選定されたところであり、環境行政においても SDGs の視点を踏まえ、これまでの自然・生活環境保全の取組に加え、新たな環境課題に対して、より積極的に取り組んでいくことが必要となっている。

そこで、令和 2 年 10 月 21 日、熊本市長から熊本市環境審議会に対し、近年顕在化している新たな環境課題への対応を図るための「熊本市環境基本条例」の改正における基本的考え方について諮問した。同審議会においては 4 回にわたり審議をいただき、令和 3 年 6 月 2 日、同審議会から市長に対して答申をいただいた。

これらの経緯を踏まえ、以下のとおり改正（素案）の内容を取りまとめた。

3 改正（素案）内容

(1) 新たに追加すべき条文（全面見直しを含む。）

ア 前文

以下の視点を踏まえ、前文を全面的に見直す。

[改正の考え方]

- ・ 現行条例の前文は、全体として時代背景に縛られた文意となっており、部分的な補正ではなく、全面的な見直しを行う。
- ・ 特に、経済・社会の発展のためには環境問題は絶対に避けられないという考え方や環境保全に加えた持続性など、本条例のサステナビリティ条例としての

位置づけを明確化する。

- ・また、本条例が、理念的・普遍的な価値観を示すものであると同時に、10年スパンでの国際的な潮流を盛り込む観点から、脱炭素社会やSDGsに関する事柄など、国際的な潮流について記述する。
- ・更に、市民、民間団体及び事業者等がこれまでよりも積極的に環境問題に取り組むという趣旨から、「参画と協働の下」の文言を盛り込む。

イ 環境総合計画

環境総合計画に関する根拠規定について、独立した規定を新たに設ける。

[改正の考え方]

- ・現行条例では、責務規定の中に計画策定の根拠規定が入っているため、計画策定に関する規定を分離して独立した条文を新たに設ける。

ウ 環境影響評価

環境影響評価に関する規定を新たに設ける。

[改正の考え方]

- ・本市ではこれまで、本市域の開発事業に伴う環境の影響について、環境影響評価法又は県条例に基づき、市長が知事の求めに応じ、事業者に対し意見を述べてきたところである。
- ・今回の環境基本条例改正にあたり、政令指定都市として、本市内の環境影響評価対象事業に主体的に対処できるよう、条文を新たに設けた上で、環境影響評価条例を制定する。

(参考)

環境影響評価制度とは、高速道路や新幹線、廃棄物処理施設等の大規模な開発事業を行う場合、それが環境にどのような影響を及ぼすか、あらかじめ事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して住民や行政などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げるための制度をいう。

エ 環境教育

環境教育の推進に関する規定を新たに設ける。

[改正の考え方]

- ・持続的発展が可能な環境づくりの担い手の育成、「環境に配慮した活動を自ら実

踐できる」などの視点を盛り込んだ、環境教育の推進に関する条文を新たに設ける。

オ 条例の見直し

10年を超えない期間ごとに条例を見直す機会を設け、改正の必要性がある場合は適切な措置を講ずる旨の規定を新たに設ける。

[改正の考え方]

- ・昭和63年の本条例制定以降、平成9年の地球温暖化防止京都会議や平成27年の持続可能な開発のための2030アジェンダの採択等、世界の環境を取り巻く状況は大きく転換している。
- ・また、平成5年の環境基本法制定及び平成10年の地球温暖化対策の推進に関する法律制定等、国の施策も大きく変化している。
- ・本市の環境行政においても、このような変化に的確に対応できるよう、10年を超えない期間ごとに条例を見直す機会を設け、必要に応じて適切な措置を講ずる規定を新たに設ける。

(2) 現行条文の見直しについて（※項や号の追加を含む）

ア 第1条（目的）

条文中の「市民生活における良好な環境の確保」の前に「現在及び将来の」を追加する。

[改正の考え方]

- ・持続的発展が可能な社会の構築のためには、現代世代のみならず将来世代も含めた環境の保全が必要であることを規定する。

イ 第2条（定義）

条文中の「快適な生活を」の後に「持続的に」を追加する。

[改正の考え方]

- ・良好な環境の定義に、SDGsの考え方を取り入れる。

ウ 第3条（市の責務）

条文中の「基本的かつ総合的計画」を「施策」に見直す。

[改正の考え方]

- ・3（1）イ「環境総合計画」に記載のとおり、必要な条文整備を行う。

エ 第5条（市民の責務）

条文中の「市民」を「市民、並びに本市の区域内で活動する個人及び団体（以下「市民等」という。）」に見直す。

[改正の考え方]

- ・ 現行条例では「市民」となっているが、地域団体等がまちづくりに重要な一翼を担っている現状を踏まえ、「市民等」に見直す。

オ 第6条（市の施策）

(ア) 第1号（生活環境の確保に関すること）

「公共施設の整備」を追加する。

[改正の考え方]

- ・ 現行条例では、環境への負荷の低減に資する公共施設の整備、自然環境の保全に関する公共施設の整備といった公共施設の整備が規定されていないため、これに関する規定を追加する。

(イ) 第2号（自然環境の確保に関すること）

「自然景観の保全」を追加する。

[改正の考え方]

- ・ 現行条例では、都市景観及び歴史的景観が規定されているにもかかわらず、湖沼や山岳等といった自然景観が規定されていないため、これに関する規定を追加する。

条文中の「緑地の保全」を「森林及び緑地の保全」に、「地下水の保全」を「地下水、河川等の保全」に見直す。

[改正の考え方]

- ・ 現行条例では、森林、河川等の保全が規定されていないため、これに関する規定を追加する。

(ウ) 第3号（文化的環境の確保に関すること）

条文中の「伝統的建造物の保存、名所、旧跡等の整備、歴史的景観の維持、文化財の保護」を「伝統的な建造物の保存及び文化財の保存及び活用、歴史的景観の維持、名所、旧跡等の整備」に見直す。

[改正の考え方]

- ・現行条例では、文化財の活用に関する規定がないため、これに関する規定を追加する。

(エ) 第4号（自然共生社会の構築に関すること）

新たに自然共生社会の構築に関する規定を追加する。

[改正の考え方]

- ・現行条例では、生物多様性の保全に関する規定がないため、これに関する規定を追加する。
- ・追加にあたっては、熊本市生物多様性戦略に繋がるような規定が必要であるが、次号の「循環型社会の構築」とバランスを合わせるため、「生物多様性」の概念も含めた「自然共生社会」とする。

(オ) 第5号（循環型社会の構築に関すること）

新たに循環型社会の構築に関する規定を追加する。

[改正の考え方]

- ・廃棄物の発生量の増大を防ぐため、少ない資源を最大限に利用し、環境負荷の少ない社会システムに変えていく必要がある。
- ・そこで、廃棄物の発生抑制、資源の循環的な利用、廃棄物の適正処理により限られた資源を大切に持続可能な「循環型社会の構築」に関する規定を追加する。

(カ) 第6号（地球環境の保全に関すること）

新たに地球環境の保全に関する規定を追加する。

[改正の考え方]

- ・世界共通の喫緊の課題である地球温暖化の防止等の地球規模での環境課題について地域から貢献するため、地球環境の保全に関する規定を追加する。
- ・また、前文で気候危機への対応について触れることから、施策等の条項において気候変動影響に対する適応についての規定を追加する。

- ・更に、海洋プラスチック汚染は、現代において地球規模の重大な環境課題であることから、同じく規定を追加する。

カ 第7条（国等への措置要請）

広域的な連携・協力に関する規定を追加する。

〔改正の考え方〕

- ・脱炭素社会の実現など、新たな環境問題を解決していくためには、県や県内市町村とも連携しながら進めていく必要がある。
- ・そこで、国、県、近隣の市町村及び他の地方公共団体と連携及び協力した、地域全体の良好な環境の確保に係る努力規定を追加する。

国際協力に関する規定を追加する。

〔改正の考え方〕

- ・国際都市の一員として、地球環境の保全のために国際協力を推進する規定を追加する。

キ 第9条（あっせん、調停）

新たに、あっせん、調停の趣旨を踏まえた手続きを明確化する規定を追加する。

〔改正の考え方〕

- ・あっせん、調停の趣旨を踏まえた、当事者の合意を促進するための手続きに関する規定を新たに設ける。

4 条例体系

改正素案	現行
前文 全面的に見直し	前文
第1条（目的） 文言の追加（「現在及び将来の市民生活」）	第1条（目的）
第2条（定義） 文言の追加（「持続的に営むことができる」）	第2条（定義）
第3条（市の責務） 条文の整備（計画策定規定を分離）	第3条（市の責務）
第4条（事業者の責務） 現行どおり	第4条（事業者の責務）
第5条（市民等の責務） 市民を市民等に見直す。	第5条（市民の責務）
第6条（市の施策） 新たな環境課題へ対応する施策を追加	第6条（市の施策）
第7条（環境総合計画） 【新規】 条文の整備（計画策定規定を分離）	
第8条（環境影響評価の推進） 【新規】 環境影響評価の推進に関する規定を新設	
第9条（環境教育） 【新規】 環境教育に関する規定を新設	
第10条（国等との連携及び国際協力） 広域的連携・協力、国際協力の推進を追加	第7条（国等への措置要請）
第11条（指導等） 現行どおり	第8条（指導等）
第12条（あっせん、調停） あっせん、調停の趣旨を踏まえた手続きを明確化	第9条（あっせん、調停）
第13条（審議会の設置） 現行どおり	第10条（審議会の設置）
第14条（条例の見直し） 【新規】 10年を超えない期間での見直し検討規定を追加	
第15条（委任） 現行どおり	第11条（委任）

土壌汚染対策法に基づく届出漏れに関する審査結果について

環境局水保全課

令和2年(2020年)11月に発覚した土壌汚染対策法に基づく届出漏れ133件について審査を行った結果、土壌汚染状況調査命令を発出すべき案件はありませんでした。

1 事案の概要と経緯

- ・ 令和2年(2020年)11月に、他県において土壌汚染対策法第4条第1項に基づく届出(一定規模以上の土地の形質の変更の届出)を行わないまま公共工事に着手した事案が確認されたことから、本市においても、届出状況について関係課が調査を行ったところ、133件の未届事案が判明した。
- ・ 未届事案に対しては、法を所管する環境省の見解では、正式な「届出の受付」はできないとしているが、当課としては、法に準拠した書類により報告を求め、通常と同様に汚染のおそれの有無(過去にその土地で有害物質などを使用した履歴等)について審査した。
- ・ 審査の結果、土壌汚染状況調査命令を発出すべき事案はなかった。

2 再発防止策

- ・ 水保全課が、全庁掲示板(令和3年(2021年)5月11日)及び工事施工の設計担当課会議(令和3年(2021年)5月19日)において、届出制度に関する周知を改めて行った。
- ・ 技術管理課が、工事発注時のチェックリストに法令確認について追記(令和3年(2021年)2月1日)した。
- ・ 環境政策課が、公共事業環境配慮指針に関係法令一覧を追記(令和3年(2021年)4月30日)した。